

山梨県公報

第二千八百四号

平成三十年

七月二日

月 曜 日

目次

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………三四九

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年七月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町白須字大原八五一五の一	斉藤侘子
北杜市白州町白須字大原八五一六の一	西中山とき
北杜市白州町白須字大原八五一七の一、八五一七の五	山田彦太郎
北杜市白州町白須字大原八五一七の三、八五一七の六から八五一七の八まで	森本たまへ
北杜市白州町白須字大平九一二〇	江口ちづる

北杜市白州町白須字大平九一二六の一	伏見みちゑ
北杜市白州町白須字大平九一二七の一から九一二七の四まで	池田光博

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年五月二十八日山梨県告示第四百四十号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年七月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字糠小屋七二〇八の二(次の図に示す部分に限る。)	降矢武彦、降矢秀忠、降矢弘仲
上野原市秋山字小裾辺七八三五	武田武雄、原田富士太郎
上野原市秋山字小裾辺七八三三の一	原田照夫

上野原市西原字八ツ田向六八二六・六八二七（次の図に示す部分に限る。） 原島義直

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年五月三十一日山梨県告示第百四十五号

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市一宮町石字城平二三三九	風間明子

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年六月七日山梨県告示第百六十三号
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）